

広告業（広告代理業務，その他の広告業務） 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者(事業所)の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(※)について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
(※) この調査における「主たる業務」とは、「広告代理業務」と「その他の広告業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

II. 調査対象となる事業所 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類891-広告代理業又は同小分類899-その他の広告業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「**広告代理業**」は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット（ポータルサイト等）、その他の広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告を業務として行っている事業所
- (2) 「**その他の広告業**」は、
 - ア. 屋外において広告物の表示を業務として行っている事業所
 - イ. 折込み広告、ダイレクトメール、その他の広告サービスを業務として行っている事業所が調査の対象となります。

なお、(1) 及び (2) の業務の具体的内容については、5～6頁の業務種類区分を参考にしてください。

◆ただし、以下の業務を行う事業所は、「広告業」の調査対象とはなりません。

① 広告制作業 (JSIC 小分類 809 - その他の専門サービス業)

主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所をいいます。

【例示】 広告制作業、広告制作プロダクション

② 看板・標識機製造業 (JSIC 小分類 329 - 他に分類されない製造業)

主として看板及び標識機 (電氣的、機械的なものを含む) を製造する事業所をいいます。
(ネオンサインを製造する事業所を含む)

【例示】 広告装置製造業、展示装置製造業、標識機製造業、ネオンサイン製造業、看板製造業 (看板書き業を除く)、アドバルーン製造業

③ 看板書き業 (単純な加工を施すものを含む) (JSIC 小分類 909 - 他に分類されない事業サービス業)

④ 商業写真業 (JSIC 小分類 808 - 写真業)

【例示】 商業写真業、宣伝写真業、出版写真業、広告写真業、芸術写真業

⑤ 他に分類されないその他の事業サービス業 (JSIC 小分類 909)

【例示】 メーリングサービス業 (メーリングサービス業：郵便物等の差出人から依頼を受けて郵便物等の区分け、発送を行う (発送代行) 業務をいいます (日本郵政公社の定義)。)

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

(1) 広告代理業 (JSIC小分類番号: 891)

主として新聞、雑誌、ラジオ、テレビその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告することを業とする事業所をいいます。

【例示】 広告代理業、広告業 (広告の代理業を主とするもの)、新聞広告代理業、車両内広告代理業、電柱広告代理業

(2) その他の広告業 (JSIC小分類番号: 899)

① 屋外広告業 (JSIC細分類番号: 8991)

主として屋外において広告物 (看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等) の表示を行う事業所をいいます。かかる事業所は、掲示板等を作り修繕し維持を行うこともあります。

【例示】 屋外広告業、掲示案内業、アドバルーン業

② 他に分類されない広告業 (JSIC細分類番号: 8999)

広告に配る引札の配布、郵便広告サービス、サンプルの配布などのような他に分類されない広告サービスを行う事業所をいいます。

【例示】 ちんどん屋、引札配布業、郵便広告業、サンプル配布業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（又は出資金額）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。）。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1323 1414 1834"> <tbody> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違ふ場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 単独事業所</td> <td>他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 本 社</td> <td>他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td>3 支 社</td> <td>他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table> <p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
4	年間売上高	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成19年11月1日 から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① <u>上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「広告代理業務」、「その他の広告業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</u></p> <p>② 「広告代理業務」及び「その他の広告業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」には広告業務以外の事業(業務)の売上高を記入してください。売上高の記入がある場合には、調査票上の矢印に従って「その他業務の内訳」の項目欄に、該当する業務の売上高割合を記入してください。 なお、「その他業務の内訳」の項目欄における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分(7～8頁参照)に従ってください。</p>						

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意											
4	年間売上高 (つづき)	<p>(3)「Ⅲ 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「広告代理業務」と「その他の広告業務」のうち、売上高が多い業務（「主たる業務」といいます（以下同じ。））のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。）。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><広告代理業務></p> <p>○ 広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する業務をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="451 792 1418 1948"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 792 651 835">業務種類区分</th> <th data-bbox="651 792 1418 835">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 835 651 878">新聞広告</td> <td data-bbox="651 835 1418 878" rowspan="4">○ 新聞（日刊紙、業界紙など）、雑誌（月刊誌、週刊誌、専門誌など）、テレビ（地上波、CS、BS、CATVなど）、ラジオ（AM、FMなど）のマスメディアを広告媒体として行う広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 878 651 920">雑誌広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 920 651 963">テレビ広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 963 651 1005">ラジオ広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1005 651 1146">交通広告</td> <td data-bbox="651 1005 1418 1146">○ 鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1146 651 1948">S P・P R・ 催 事 企 画</td> <td data-bbox="651 1146 1418 1948"> <p>○ SP（セールスプロモーション）とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP（ポイント・オブ・パーチェス＝店頭販促物など購買時点広告）、ノベルティ（広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作）などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>SPのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>○ PR（パブリックリレーションズ）とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI（コーポレート・アイデンティティ：企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど）に関するものをいいます。</p> <p>○ 催事（イベント）企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事（イベント）等の企画をいいます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内 容 例 示	新聞広告	○ 新聞（日刊紙、業界紙など）、雑誌（月刊誌、週刊誌、専門誌など）、テレビ（地上波、CS、BS、CATVなど）、ラジオ（AM、FMなど）のマスメディアを広告媒体として行う広告	雑誌広告	テレビ広告	ラジオ広告	交通広告	○ 鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告	S P・P R・ 催 事 企 画	<p>○ SP（セールスプロモーション）とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP（ポイント・オブ・パーチェス＝店頭販促物など購買時点広告）、ノベルティ（広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作）などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>SPのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>○ PR（パブリックリレーションズ）とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI（コーポレート・アイデンティティ：企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど）に関するものをいいます。</p> <p>○ 催事（イベント）企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事（イベント）等の企画をいいます。</p>
業務種類区分	内 容 例 示												
新聞広告	○ 新聞（日刊紙、業界紙など）、雑誌（月刊誌、週刊誌、専門誌など）、テレビ（地上波、CS、BS、CATVなど）、ラジオ（AM、FMなど）のマスメディアを広告媒体として行う広告												
雑誌広告													
テレビ広告													
ラジオ広告													
交通広告	○ 鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告												
S P・P R・ 催 事 企 画	<p>○ SP（セールスプロモーション）とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP（ポイント・オブ・パーチェス＝店頭販促物など購買時点広告）、ノベルティ（広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作）などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>SPのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>○ PR（パブリックリレーションズ）とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI（コーポレート・アイデンティティ：企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど）に関するものをいいます。</p> <p>○ 催事（イベント）企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事（イベント）等の企画をいいます。</p>												

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <tr> <td>インターネット 広 告</td> <td>○インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>○上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。 例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ(SPの一部)、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)など ○広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ</td> </tr> </table> <p><その他の広告業務></p> <p>○広告代理業務以外の広告業務をいいます。(屋外における広告物の表示、折込み広告、ダイレクトメール、サンプルの配布などの業務)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋 外 広 告</td> <td>○広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告</td> </tr> <tr> <td>折込み・ダイ レクトメール</td> <td>○新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告</td> </tr> <tr> <td>イ ン タ ー ネ ッ ト 広 告</td> <td>○インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など *広告媒体企業自らが直接行うもの(自社媒体)に限る。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>○自ら発行するフリーペーパー(タブロイド紙、広告誌など無料のもの)による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記以外の広告サービス</td> </tr> </tbody> </table>	インターネット 広 告	○インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など	そ の 他	○上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。 例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ(SPの一部)、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)など ○広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ	業務種類区分	内 容 例 示	屋 外 広 告	○広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告	折込み・ダイ レクトメール	○新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告	イ ン タ ー ネ ッ ト 広 告	○インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など *広告媒体企業自らが直接行うもの(自社媒体)に限る。	そ の 他	○自ら発行するフリーペーパー(タブロイド紙、広告誌など無料のもの)による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記以外の広告サービス
インターネット 広 告	○インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など															
そ の 他	○上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。 例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ(SPの一部)、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)など ○広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ															
業務種類区分	内 容 例 示															
屋 外 広 告	○広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告															
折込み・ダイ レクトメール	○新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告															
イ ン タ ー ネ ッ ト 広 告	○インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など *広告媒体企業自らが直接行うもの(自社媒体)に限る。															
そ の 他	○自ら発行するフリーペーパー(タブロイド紙、広告誌など無料のもの)による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記以外の広告サービス															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合について、各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。 なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="464 555 1422 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 555 635 591">産業区分</th> <th data-bbox="635 555 1422 591">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 591 635 725">建設業</td> <td data-bbox="635 591 1422 725">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 725 635 1025">製造業</td> <td data-bbox="635 725 1422 1025">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1025 635 1128">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="635 1025 1422 1128">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1128 635 1435">情報通信業</td> <td data-bbox="635 1128 1422 1435">通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1435 635 1778">運輸業</td> <td data-bbox="635 1435 1422 1778">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1778 635 1883">卸売・小売業</td> <td data-bbox="635 1778 1422 1883">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1883 635 2056">金融・保険業</td> <td data-bbox="635 1883 1422 2056">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）
産業区分	業 種 例 示																	
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																	
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）																	
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																	
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	<p>年間売上高の契約先産業別割合高(つづき)</p> <p>※「その他」は、20年調査から「その他の産業」と「個人」に分割しました。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 603 398">産業区分</th> <th data-bbox="603 360 1404 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 398 603 436">不動産業</td> <td data-bbox="603 398 1404 436">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 436 603 618">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="603 436 1404 618">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 618 603 1272">サービス業 (同業者(8頁の(※)参照)を除く)</td> <td data-bbox="603 618 1404 1272">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業、その他の広告業(9頁の(※)参照))、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1272 603 1339">公務</td> <td data-bbox="603 1272 1404 1339">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1339 603 1444">同業者</td> <td data-bbox="603 1339 1404 1444">「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の(※)参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1444 512 1906">※その他</td> <td data-bbox="512 1444 1404 1906"> <p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1906 512 1989">個人</td> <td data-bbox="512 1906 1404 1989">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業 (同業者(8頁の(※)参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業、その他の広告業(9頁の(※)参照))、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の(※)参照)	※その他	<p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p>	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示																	
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																	
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	
サービス業 (同業者(8頁の(※)参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業、その他の広告業(9頁の(※)参照))、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																	
公務	国家及び地方公務																	
同業者	「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の(※)参照)																	
※その他	<p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p>																	
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意								
5	年間売上高の契約先産業別割合高(つづき)	<p>(※) 契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>① あなたの事業所が「広告代理業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約先が「広告代理業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・ 契約先が「その他の広告業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業（同業者を除く）」としてください。 <p>② あなたの事業所が「その他の広告業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約先が「その他の広告業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・ 契約先が「広告代理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業（同業者を除く）」としてください。 <p>③ 契約先が「広告代理業」か「その他の広告業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>④ 「広告代理業」及び「その他の広告業」の業務の定義は、本記入注意の「Ⅱ. (1) 及び (2)」(1頁参照)に従ってください。</p>								
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「Ⅰ 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>年間営業費用</u>については、あなたの<u>事業所(企業ではありません。)</u>において、<u>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間にかかった費用ついて、下記区分に従って記入してください。</u>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与支給総額</td> <td> <p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td> <p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> <tr> <td>媒体費</td> <td> <p>○新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP（セールスプロモーション）、インターネット等の広告実施に必要な経費（時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など）として支払った費用を記入してください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。</p>	外注費	<p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>	媒体費	<p>○新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP（セールスプロモーション）、インターネット等の広告実施に必要な経費（時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など）として支払った費用を記入してください。</p>
費用区分	費用例示									
給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。</p>									
外注費	<p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>									
媒体費	<p>○新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP（セールスプロモーション）、インターネット等の広告実施に必要な経費（時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など）として支払った費用を記入してください。</p>									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意											
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割しました。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減価償却費</td> <td>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※賃借料</td> <td> <p>土地・建物</p> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>情報通信機器</p> <p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>借料</td> <td> <p>機械・装置</p> <p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>その他の営業費用</td> <td> <p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次頁の区分に従って記入してください。</p>	費用区分	費用例示	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	※賃借料	<p>土地・建物</p> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	<p>情報通信機器</p> <p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>	借料	<p>機械・装置</p> <p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>	その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>
費用区分	費用例示												
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。												
※賃借料	<p>土地・建物</p> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>												
	<p>情報通信機器</p> <p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>												
借料	<p>機械・装置</p> <p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>												
その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>												

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意															
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「情報」</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">※ 有 形 固 定 資 産</td> <td>※ 機 械 ・ 設 備 ・ 装 置</td> <td>情報通信機器 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>固 定 資 産</td> <td>その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建 物 ・ 其 他 の 有 形 固 定 資 産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 無 形 固 定 資 産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	※ 有 形 固 定 資 産	※ 機 械 ・ 設 備 ・ 装 置	情報通信機器 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	固 定 資 産	その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土 地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建 物 ・ 其 他 の 有 形 固 定 資 産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	※ 無 形 固 定 資 産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分		資産例示															
※ 有 形 固 定 資 産	※ 機 械 ・ 設 備 ・ 装 置	情報通信機器 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用															
	固 定 資 産	その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用															
	土 地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用															
建 物 ・ 其 他 の 有 形 固 定 資 産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																
※ 無 形 固 定 資 産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。															
7	<p>従業者数</p>	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。<u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>① 従業者の各区分の内容は以下によります。</p>															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
7	従業者数 (つづき) ※「就業時間換算雇用者数」は、20年調査からの新規調査項目です。	(つづき) ① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者 ② 有給役員 常用雇用者 ③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人 ④ パート、アルバイトなど ※(就業時間換算雇用者数)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="699 360 1422 405">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="699 405 699 891"></td> <td data-bbox="699 405 1422 891"> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 891 699 1263"></td> <td data-bbox="699 891 1422 1263"> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1263 699 1442"></td> <td data-bbox="699 1263 1422 1442"> <p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1442 699 1599"></td> <td data-bbox="699 1442 1422 1599"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1599 699 1756"></td> <td data-bbox="699 1599 1422 1756"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1756 699 1906"></td> <td data-bbox="699 1756 1422 1906"> <p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で割って算出した人数(次頁※参照)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	内 容 例 示			<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>		<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>		<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>		<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>		<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</p>		<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で割って算出した人数(次頁※参照)</p>
内 容 例 示																	
	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																
	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																
	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>																
	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>																
	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</p>																
	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で割って算出した人数(次頁※参照)</p>																

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 405 1422 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 405 699 443">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 405 1422 443">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 443 699 589">⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 443 1422 589">○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 589 699 696">総計 (①から⑤の合計)</td> <td data-bbox="699 589 1422 696">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 696 699 904">総計(①~⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td data-bbox="699 696 1422 904">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 904 699 1115">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 904 1422 1115">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="450 1137 879 1171">(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p data-bbox="450 1178 1449 1368">例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、$24 \times 4 \div 40 = 2.4$となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p data-bbox="450 1413 1038 1447">(4)「Ⅱ 「主たる業務」の部門別事業従事者数」</p> <p data-bbox="450 1453 1449 1570">① 「主たる業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="450 1615 1449 1765">(※)事業従事者数とは、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="450 1809 1449 1883">② この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="507 1899 1347 2056" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="555 1921 1315 2040">「Ⅰ」欄の従業者数総計(①~⑤の合計)－「別経営の事業所に派遣している人」＋「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内容例示	⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①~⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示											
⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人											
総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)											
総計(①~⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人											
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人											

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	従業者数 (つづき) ※「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、20年調査からの新規調査項目です。	<p>③ 部門別従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。 (注) 以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計の他に別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 524 1422 1666"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 524 711 566">部門区分</th> <th data-bbox="711 524 1422 566">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 566 711 898"> 管理・営業部門 </td> <td data-bbox="711 566 1422 898"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○広告主（企業、公共団体など）を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 898 1422 976" style="text-align: center;"> ※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 976 711 1099"> 媒体部門 </td> <td data-bbox="711 976 1422 1099"> ○広告媒体企業（新聞社、放送局など）との連絡業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1099 711 1384"> 制作部門 </td> <td data-bbox="711 1099 1422 1384"> ○新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人 ○テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人 ○ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1384 711 1507"> 調査・企画・マーケティング部門 </td> <td data-bbox="711 1384 1422 1507"> ○広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1507 711 1666"> S P ・ P R ・ そ の 他 </td> <td data-bbox="711 1507 1422 1666"> ○セールスプロモーション（S P）部門、パブリックリレーションズ（P R）部門、その他など上記以外の業務に従事する人 </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○広告主（企業、公共団体など）を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		媒体部門	○広告媒体企業（新聞社、放送局など）との連絡業務に従事する人	制作部門	○新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人 ○テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人 ○ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人	調査・企画・マーケティング部門	○広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人	S P ・ P R ・ そ の 他	○セールスプロモーション（S P）部門、パブリックリレーションズ（P R）部門、その他など上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示															
管理・営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○広告主（企業、公共団体など）を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																
媒体部門	○広告媒体企業（新聞社、放送局など）との連絡業務に従事する人															
制作部門	○新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人 ○テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人 ○ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人															
調査・企画・マーケティング部門	○広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人															
S P ・ P R ・ そ の 他	○セールスプロモーション（S P）部門、パブリックリレーションズ（P R）部門、その他など上記以外の業務に従事する人															

<<参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査 における営業費用項目 (広告業関係の場合)	
売上高	×××	
売上原価 （「原価計算」により計上されている費用項目）	×××	
以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目		
費やした自らの労力		
・人件費	「給与支給総額」	※販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。
など		
他から有償で仕入れたサービスやノウハウ		
・外注費	「外注費」	
・減価償却費(※)	「減価償却費」	
・賃借料	「賃借料」	
・消耗品費	「その他の営業費用」	
・著作権使用料	「その他の営業費用」	
・広告時間枠購入費	「媒体費」	
など		
売上総利益	×××	
販売費及び一般管理費（販管費）	×××	
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目		
販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」	
賃金	「給与支給総額」	
手当	「給与支給総額」	
賞与	「給与支給総額」	
外注費	「外注費」	
減価償却費(※)	「減価償却費」	
不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」	
販売手数料	「その他の営業費用」	
荷造費	「その他の営業費用」	
運搬費	「その他の営業費用」	
広告宣伝費	「その他の営業費用」	
見本費	「その他の営業費用」	
保管費	「その他の営業費用」	
納入試験費	「その他の営業費用」	
福利厚生費	「その他の営業費用」	
販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」	
旅費	「その他の営業費用」	
交通費	「その他の営業費用」	
通信費	「その他の営業費用」	
光熱費	「その他の営業費用」	
消耗品費	「その他の営業費用」	
租税公課	「その他の営業費用」	
修繕費	「その他の営業費用」	
保険料	「その他の営業費用」	
など		
営業利益	×××	

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。

※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が掲げられていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。

